

倉吉市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和7年9月24日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者
指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第157号
所在地 鳥取県岩美郡岩美町浦富1544番地2
名 称 稲羽工業
代表者 枅井 秀晃
- 2 更新した日
令和7年9月24日
- 3 更新後の指定の有効期限
令和12年9月23日まで